

# 社会福祉 あきた

NO.  
**350**  
2019.5.31



【写真】農福連携ファーム  
「農場ひらきは笑顔でテープカット!」(大潟村)  
【大潟村社会福祉協議会 (P12)】

特集

## P2 地域福祉活動参加促進方策の手引き作成

地域福祉活動参加促進検討委員会報告

## P5 平成31年(2019)年度事業計画及び予算

「ともにつながり支えあふぬくもりと笑顔あふれる幸せのまちづくり」  
の実現に向けて

- P8 秋田県内の福祉の職場で働きませんか？
- P8 高齢者総合相談・生活支援センターからのお知らせ(相談日の予定)
- P9 ねんりんピック紀の国わかやま2019参加者募集/「秋田LL大学園」受講生募集
- P9 皆様の善意
- P10 “職場紹介リレー” 障害者支援施設 虹のいえ(藤里町)
- P12 シリーズ”社協のいま” 大潟村社会福祉協議会



ふれあいネットワーク

社会福祉  
法 人 **秋田県社会福祉協議会**  
<http://www.akitakenshakyo.or.jp>

# 地域福祉活動の担い手養成に向け 地域福祉活動参加促進方策の手引き作成 ～地域福祉活動参加促進検討委員会報告～

秋田県では平成30年度、「秋田県『我が事・丸ごと』の地域づくり推進事業」を創設し、県民の地域福祉活動への参加促進に向けた意識の醸成や地域福祉の担い手の養成等に取り組み、市町村における包括的な支援体制の構築を促進しています。

この一環として、本会は「地域福祉活動基盤整備事業」を県から受託し、「地域福祉活動参加促進検討委員会」を設け、本年3月に「地域福祉活動参加促進方策の手引き」を作成しましたのでその概要をお知らせします。

委員会の目的は、地域福祉の担い手となり得る人材の育成方策や地域福祉活動への住民参加の促進方策を検討することで、委員会は、大学教員、民生委員・児童委員、社会福祉協議会職員、地域包括支援センター職員、老人クラブ役員、NPO法人役員、社会福祉法人職員、行政職員の9名の委員で構成

し、4回の会議を開催しました。

第1回委員会では、「住民参加による福祉活動の現状と課題」について協議し、次のような意見が出されました。

## 民生委員・児童委員

活動内容が住民に十分理解されていない、委員のなり手不足、福祉協力員との連携が十分でない。

## 老人クラブ

地域の過疎化が進み、会員だけでなく、老人クラブそのものが減少している。

## 地域包括支援センター

自治会に働きかけてサロン活動の拡充を図っている。

## 社会福祉協議会

福祉（協力）員が短期間で交代するため活動が定着しない。民生委員との役割分担が難しい。

## NPO法人

担い手養成で終わりではなく、活動の場を設定することが大事である。

## 社会福祉法人

福祉活動の企画や中心的役割を担う人材が地域にいない。学校等を含めた、異業種とつながる何らかの仕組みが必要である。

## 行政

民生委員・児童委員活動については、精神的な負担が軽減されるよう支援が必要である。障害者は社会参加の場を求め、地域活動の担い手になり得る。

## 大学教員

地域の関係者が連携するため、住民が主体的に取り組む上で、福祉教育が重要である。

これらの意見を踏まえ、この手引きでは、住民の参加が期待される地域福祉活動をパターン化するとともに、地域福祉活動への住民の参加促進、担い手の育成に向けた取組みの考え方や実際の取組みの例を示したほか、参考となる県

内の事例を紹介するなどしており、次の5章で構成しました。

まず、Ⅰ「基本的な考え方」では、地域福祉の基本的な考え方や住民参加の必要性を説明しています。

次に、Ⅱ「住民参加による主な地域福祉活動」では、地域で取り組まれている福祉を高める活動を、近隣住民による活動、ボランティアとして参加する活動、有償等により生活を支援する活動（生活支援サービス）のほか、制度や組織を基盤とした活動などに分類することを試みました。

地域福祉活動は、限られた特別な人が実施するものではなく、例えば、高齢者の見守りなど地域の方々が以前から行っている互助の延長線上にある、誰でも取り組むことのできる活動もあることを紹介しています。

そして、Ⅲ「住民の参加促進・担い手育成に向けた取組のポイント」では、具体的に①「住民の参加促進」、②「担い手発掘」、③「活動しやすい環境づくり」の3つの視点（ステップ）で考え方を整理するとともに、それぞれに実践例（主な取組み）を示しています。ステップ1では、住民の参加促

進に向け、地域福祉活動に対する関心を高めるため、地域へのアプローチとして考えられる9点のポイントと実践例を示しています。ステップ2では、地域福祉の担い手となる人材発掘の手法として有効と考えられる8点のポイントと実践例を示しています。ステップ3では、持続的な活動につながるため、活動しやすい環境を構築する上で考えられる7点のポイントと実践例を示しています。また、住民参加の促進や人材発掘のアプローチのイメージや活動主体別の取組み例なども示し、実際に役立てやすいものとするよう工夫しています。

さらに、IV「ケーススタディ」として、Q&A方式により、若い世代や地域貢献に関心を持っている人へのアプローチの仕方や地域における高齢者の見守りなどに関する疑問に対し、それぞれの分野・立場から考え方を説明しています。



県社協ホームページ  
<http://www.akitakenshakyō.or.jp/>

最後に、V「実践事例」では、検討委員会委員が所属する団体等の取組みなど8事例について、それぞれの視点で活動に至るプロセスや推進上のポイントを紹介しています。本手引きは、市町村行政をはじめ、関係機関・団体等に配付しており、また、本会ホームページにも掲載しています。地域共生社会の実現に向けて、住民参加・協働を具体的に進めるための参考として御活用ください。

### ステップ1 住民の参加促進に向けたポイント（抜粋）

ポイント1 活動の理解促進 地域福祉活動への正しい理解を広げるための啓発活動を行うことが重要である。
ポイント2 活動の楽しさややりがいの発信 活動が自身の生きがいになることや、人の喜びがモチベーションにつながることを発信する。
ポイント3 地域ニーズと活動の必要性の明確化 自分が暮らす地域で何が問題か、活動の必要性と自らの参加の有用性を理解する。
ポイント4 活動の入口となる場づくり 活動によって達成感や充実感が得られる取組を準備する。
ポイント5 多機関・団体等との連携 情報共有する場を設けるとともに、連携の調整役となる人材を確保する。
ポイント6 日常的な支え合いに対する評価 近所との会話等、日ごろ当たり前に行っていることを大事な活動として評価する。
ポイント7 活動ノウハウの啓発 活動の仕方が分からない人向けに、活動を報告する場等を広く案内し、活動のノウハウを伝える。
ポイント8 地域を基盤とした福祉教育の推進 住民自身が地域の課題に気づき、自ら取り組む意識を育む場づくりを進める。
ポイント9 学校における福祉教育の推進 総合的な学習の時間等を活用し、活動体験の機会を設定する。

<b>ステップ2 担い手発掘に向けたポイント（抜粋）</b>
<p>ポイント1 自治会・町内会との連携 自治会・町内会の活動に積極的に協力し、日常的に良好な関係性を構築する。</p>
<p>ポイント2 イベントの開催 関係機関・団体と自治会等との共催によるイベントを開催し、多様な人材を交えての企画運営により、信頼関係の構築と活動の理解促進につなげる。</p>
<p>ポイント3 小・中学校との連携 小・中学校とタイアップした企画を行うことで、教員や保護者などとの関係を深め、地域の理解者を増やす。</p>
<p>ポイント4 高校・大学等との連携 高校や短大、専門学校、大学で地域貢献に取り組むサークルなどと活動することで、新たな発想を得るとともに、学生の地域への関心を高める。</p>
<p>ポイント5 退職・シニア世代へのアプローチ 高齢であっても十分な体力と時間がある方や地域貢献活動に興味のある方に対し、実際に活動に参加している方から勧誘してもらう。</p>
<p>ポイント6 趣味の会との連携 余暇・趣味活動のグループに対して、世代間交流事業やサロン活動などの講師を依頼して関わりをつくる。</p>
<p>ポイント7 障害者等の社会参加 社会との関わりを持たずにいる方の社会参加の場づくりを進める。</p>
<p>ポイント8 日常的なアンテナの活用 一定程度の期間を通して人物を理解し、相応しいと思われる人材と信頼関係を築いた上でアプローチする。</p>

<b>ステップ3 活動しやすい環境づくりに向けたポイント（抜粋）</b>
<p>ポイント1 定期的な情報共有 担い手同士が取組状況や活動上の課題等を共有するための場を定期的に設ける。</p>
<p>ポイント2 社会資源の活用 多職種が一堂に会する会議や研修会等の場を活用し、地域の連携体制を築く。</p>
<p>ポイント3 精神的負担の軽減 担い手が活動中に抱える悩みごとなどを聞く機会を設け、ストレスを解消する。</p>
<p>ポイント4 持続可能な無理のない活動づくり 無理に参加を求めず、可能な範囲での活動とする。</p>
<p>ポイント5 自発的意見の尊重 活動の押し付けとならないよう配慮するとともに、日ごろ自然発生的に行われていることを評価した上で地域課題の解決につなげる方法を考える。</p>
<p>ポイント6 活動の有償化の検討 利用者の遠慮や気兼ねをなくすことや、活動の運営基盤の確立としての目的だけではなく、担い手のモチベーションを高める効果があることに着目する。</p>
<p>ポイント7 支えられる側の理解促進 一方的に支えられるのではなく、「相互に支え合う」機運を醸成するための啓発を行う。</p>

「ともにつながり支え合うゆくもりと笑顔あふれる  
幸せのまちづくり」の実現に向けて

## 平成31(2019)年度秋田県社会福祉協議会

### 事業計画及び予算

#### 《基本方針1》

#### 地域共生の仕組みづくり

— 地域福祉トータルケアの推進 —

地域共生社会の実現に向けて「地域づくり」強化のための施策が進められている状況を踏まえ、市町村社会福祉協議会をはじめ、民生委員・児童委員、社会福祉法人・福祉施設、住民組織等がそれぞれ求められる役割・機能を十分に発揮できるように、関係団体の取組みを支援します。

住民に身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し解決を試みる体制の構築を目指し、「地域福祉活動基盤整備事業」、「地域支え合いの仕組みづくりモデル事業」を継続するほか、地域の実態に即した小地域ネットワーク活動のあり方を検討します。

また、地域福祉推進を担う人材

育成を目的に、「コミュニティソーシャルワーク実践者養成研修」や「福祉教育推進セミナー」を開催するとともに、生活支援・介護予防の基盤整備を担う生活支援コーディネーターの機能発揮に資する研修を行います。

更に、高齢者の生きがい・健康づくりの推進に向け、県版ねんりんピック等によるスポーツ・文化活動の振興に努めるほか、「秋田L大学園」を通じて高齢者の社会参加活動を促進します。

高齢者総合相談・生活支援センターにおいては、市町村や地域包括支援センター等と連携しながら高齢者やその家族などが抱える悩みごと等の相談に対応します。また、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、市町村への専門職派遣による地域ケア会議の運営支援のほか、関係機関の従事者向け

の各種研修により、高齢者の自立支援・介護予防の取組み強化を図ります。

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、市町村における権利擁護体制の構築に向け、県と連携し新たに「成年後見制度利用促進事業」に取り組みとともに、日常生活自立支援事業の利用拡大を図りつつ、地域連携ネットワークの中核機関としての位置づけを視野に権利擁護センターの設置などの社会福祉協議会の体制強化を図るモデル事業を展開します。

社会的な孤立や貧困問題への対応として、改正生活困窮者自立支援法に対応した事業の展開を支援するほか、生活福祉資金をはじめ、ひとり親家庭の親や児童養護施設の退所者等を対象にした貸付制度の活用を促進します。

社会福祉法人の「地域における公益的な取組」を進めるため、社会福祉法人・施設と社会福祉協議会が互いの特徴を活かし、複合的な課題を抱える世帯や引きこもりなど、制度の狭間の問題に対応した新たなサービスの開発につなげるためのモデル事業を引き続き実

施するとともに、県社会福祉法人経営者協議会と連携して具体的な取組みの検討を進めます。

地域における災害支援体制の構築に向けて、災害ボランティアコーデイネーターの養成を継続するとともに、行政と合同で災害ボランティアセンター設置の現地訓練を行い、対応力強化を図るほか、被災地の避難所へ派遣する災害派遣福祉チーム員の養成・登録を進めます。

県民の社会福祉に関する理解と関心を高めるため、ホームページや広報、会員向けメール・マガジンの内容の充実などにより情報提供機能の強化に努めるとともに、社会福祉大会や県民フォーラムの開催を通じて県民・福祉関係者の共通理解を図るなど、県民啓発の強化に努めます。

更に、県民の善意を地域福祉の推進や災害遺児への支援に役立てるため、本会への寄附や共同募金活動への協力を呼びかけ、県民の社会貢献活動の拡充に努めます。

県民が抱える多様な生活福祉課題の解決に向けて、地域福祉推進委員会における関係機関や団体と

の連携・協働によるネットワークを強化するとともに、本県を取り巻く様々な福祉課題の調査・研究活動を通じて積極的に提言活動を行います。

【重点事業】

- 地域福祉活動基盤整備事業の実施
- 成年後見制度利用促進事業の実施
- 社会福祉法人・施設と社協の連携による地域公益活動推進モデル事業の実施
- 種別協議会・団体との連携・協働による地域福祉推進委員会の機能強化



《基本方針2》  
**福祉サービスの基盤づくり**  
 —働きやすきやりの  
 感じられる職場づくりの推進—

少子・高齢社会の進展に伴い、多様化し増大する住民の福祉・介護ニーズに的確に対応するためには、各種サービス提供の基盤となる福祉・介護制度の充実と相まって、福祉・介護人材の確保が喫緊の大きな課題であることから、「無料職業紹介」機能の一層の強化と継続的な求人・求職開拓に積極的に取り組む必要があります。

このため、人材確保・定着促進に向けて、県北・中央・県南に介護人材マネージャーを引き続き配置して、福祉・介護の仕事への新規就労を希望する求職者の開拓に取り組みます。また、介護福祉士などの資格を有しながら家庭の事情等により離職した未就業の有資格者等を対象に、研修を実施し再就業に結びつけるとともに、就労意欲の高い元気な中高年齢者等の世代を福祉・介護の職場への就労に繋げるための「介護の入門教室」等の事業を実施します。

また、社会保険労務士、中小企業診断士及び理学療法士の専門職を事業所へ派遣して、職場の労働環境の改善や事業所の経営指導、職員の腰痛予防対策等に取り組みます。

中長期的な視野に立った人材確保策として、福祉・介護の仕事に対する若年層の理解を深めるため、福祉系大学等の教員による個別面談や事業所見学を行う「高校生福祉の進路ガイダンス」や中学生・高校生等を対象にした「介護の職場体験事業」を引き続き実施するとともに、中学校の生徒や教職員・保護者等を対象に、事業所の若手職員などの協力を得て福祉の仕事の魅力を分かりやすく伝えるセミナーを開催します。

併せて、県内における介護人材や保育士の確保に向け、介護福祉士修学資金貸付事業や介護福祉士資格取得のための実務者研修施設に入学した研修生に対する介護福祉士実務者研修受講資金貸付事業等、保育士修学資金貸付事業を継続します。

また、県から受託している福祉保健研修の充実を図るほか、自主

企画研修として研修ニーズに基づき介護実技講座、認知症介護に関する研修などを実施し、社会福祉事業従事者の専門性の向上と質の高い福祉サービスを提供する人材育成に努めます。

更に、介護支援専門員実務研修受講試験や専門研修を実施し、介護支援専門員の確保や資質向上を図るとともに、施設や居宅において必要な医療的ケアをより安全に提供できるように、介護職員向けのたん吸引等に関する研修を実施します。

社会福祉法人には、社会福祉法人の公益性・非営利性にふさわしい経営組織の構築や地域社会に貢献する法人としての積極的な取組みが求められており、引き続き経営相談事業や経営セミナーの充実を図るなど、社会福祉法人経営の強化を支援します。

福祉サービス利用者等からの苦情の適切な解決と福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するため、「運営適正化委員会」では、苦情対応や解決のための助言、適切な機関の紹介などの相談機能を発揮するとともに、引き続き、福

社サービス利用援助事業に対する調査や助言等を実施します。

また、福祉サービスの質の確保・向上については、福祉サービス第三者評価事業の調査者の確保と資質向上を図るとともに、福祉施設に対し積極的に受審を働きかけ、福祉サービスの質の向上を目指します。

介護サービス情報の公表制度は、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」「高齢者の自立支援」「利用者による選択（自己決定）」を確実に保障するための仕組みであり、質の高い介護サービスの提供と県民への正確な情報提供に向け、適切かつ円滑な運用に努めます。

【重点事業】

- 福祉人材の確保とマッチングの促進
- アクティブシニア等介護職参入促進事業・潜在介護福祉士再就業促進事業の実施
- 中学生の福祉の仕事セミナー等の実施
- 介護福祉士修学資金等貸付事業・保育士修学資金貸付事業の実施
- 福祉保健従事者研修の充実

《基本方針3》  
組織経営基盤の強化

市町村社協や社会福祉施設をはじめとする関係機関・団体等と連携しながら全県の地域福祉を総合的に推進するためには、本会の組織・財政基盤の確立が重要であり、引き続き、会の円滑な運営と組織の強化に取り組むとともに、財源の確保と経費の削減に努めます。

また、施設の火災・自動車共済、自動車リースなどの利用促進を図り、多様な自主財源の確保に努めるとともに、会員及び会費規程に基づき、積極的に会員の拡大を図ります。

秋田県社会福祉会館については、開設から32年を経過し、経年劣化による修繕箇所も多くなっていることから、利用者の安全・安心の確保に向けて県と協議しながら計画的な修繕を行うとともに、昨年7月に成立した改正健康増進法を踏まえ今年4月から敷地内を全面禁煙とし受動喫煙ゼロに向けた環境づくりを進めます。

更に、平成30年11月から貸し出

しを行っている合同研修室や調理実習室の利用促進を図るとともに、会館PRフェスティバルや太極拳教室等の開催を通じてより一層県民に親しまれる会館運営を目指します。

○多様な自主財源確保の拡充と経費節減  
○秋田県社会福祉会館利用者の拡大  
事業計画・収支予算の詳細は、本会ホームページを御覧ください。

【重点事業】  
○会員制度の周知と会員拡大、会員サービスの充実

平成 31(2019) 年度一般会計・生活福祉資金会計予算総括表

一般会計		(単位：千円)
事業・拠点区分名	予算額※	
社会福祉事業	440,182	
1 法人運営事業	90,099	
2 地域福祉トータルケア推進事業	149,958	
3 高齢者の生きがい・健康づくり推進事業	21,861	
4 高齢者相談支援事業	23,285	
5 介護実習事業	44,268	
6 介護サービス情報公表事業	23,668	
7 福祉保健人材センター事業	66,986	
8 福祉施設経営推進事業	14,656	
9 寄附・募金活動事業	5,401	
公益事業	253,098	
1 秋田県福祉保健研修センター事業	24,594	
2 修学等貸付事業	228,504	
収益事業	89,848	
1 秋田県社会福祉会館管理運営事業	75,761	
2 厚生事業	14,087	
合計	783,128	
生活福祉資金会計		(単位：千円)
会計区分名	予算額※	
1 生活福祉資金会計	133,721	
2 生活福祉資金貸付事務費会計	55,617	
3 要保護世帯向け不動産担保型生活資金会計	9,001	
4 臨時特例つなぎ資金会計	698	
合計	199,037	

※予算額は、資金収支予算書における事業活動・施設整備等・その他の活動による各支出の合計額を表示している。

# のお知らせ

## 秋田県内の福祉の職場で働きませんか？

～福祉の仕事をお探しの方・目指す方を応援します～

少子・高齢化の進展が著しい秋田県では、多様化し増大する住民の福祉・介護ニーズに的確に対応するため、福祉・介護人材の確保が喫緊の課題となっております。

そうした中で、本会では、福祉の仕事をお探しの方と、秋田県内の福祉・介護・保育の求人事業所との面談の場として「ふくしのしごと総合フェア」を開催しています。

秋田県内で福祉・介護・保育の仕事に就く意思のある方や、現在Aターンを考えている社会人の方などを対象に、今年度も次のとおりフェアを開催します。

このフェアでは県内の福祉・介護事業所の概要説明や職業の適性診断などを受けることができます。

ふるさと秋田で働きたい方、これから新たに福祉事業所等への就労をお考えの方には、情報収集の機会として是非ご活用ください。また、ご家族やお知り合いの方にもこのフェアについてお知らせください。

●ふくしのしごと総合フェア

### 【秋田会場】

とき 7月21日(日)

午前10時30分から  
午後3時30分まで

in秋田  
ところ 秋田ビューホテル



面談会の様子

お問い合わせ先

施設振興・人材・研修部

秋田県福祉保健人材・

研修センター(人材部門)

TEL(018) 864-2880

## 高齢者総合相談・生活支援センターからのお知らせ 専門相談や県民介護講座を実施します

### ☆専門相談のご案内(6月～8月)

時間 13時から16時まで  
相談料 無料(予約が必要です)  
申込先 018-824-4165

### 法律相談

6月11日・25日/7月9日・  
23日/8月6日・20日  
遺産相続や金銭トラブル、悪徳  
商法被害等の相談を弁護士が担  
当

### 人生相談

6月5日/7月3日/8月7日  
家庭問題、人間関係、生きがい  
についての相談を学識経験者が  
担当

### 権利擁護相談

6月20日/7月18日/8月22日  
高齢者虐待防止、消費者被害相  
談、成年後見制度利用等につい  
ての相談を専門家が担当

### ☆一般相談のご案内

電話 018-824-4165  
平日9時から17時まで、来所  
又は電話による相談をお受けし  
ています。

### ☆県民介護講座のご案内

時間 13時30分から15時30分  
まで  
受講料 無料(申込が必要ですが)  
申込先 018-824-2777

「自分の口で食べて健康寿命を延ばそう」をテーマにミニ講座を6回開催します。各回の内容と講師は、次のとおりです。

- ① 6月26日 認知症介助士によるファイブコグ検査その1
- ② 7月31日 薬剤師による薬と食の関係
- ③ 8月28日 歯科衛生士による口腔ケア
- ④ 9月25日 栄養士によるワンポイントアドバイス
- ⑤ 10月29日 介護食研究会による食事介助方法
- ⑥ 11月27日 社会福祉士によるサポートサービス  
認知症介助師によるファイブコグ検査その2



## 第32回全国健康福祉祭 和歌山大会 秋田県参加者を募集します。

〜ねんりんピック  
紀の国わかやま2019〜

「ねんりんピック」の愛称で親しまれている「全国健康福祉祭」は60歳以上の方を対象とした健康と福祉の祭典です。

今年度は、「あふれる情熱はじける笑顔」をテーマに、11月9日から12日までの4日間、和歌山県で開催されます。秋田県の参加予定の競技と募集人数は次のとおりです。

- 【スポーツ交流大会】卓球(8名)、テニス(9名)、ソフトテニス(9名)、ソフトボール(15名)、ゲートボール(9名)、ベタンク(4名)、ゴルフ(3名)、マラソン(6名) 弓道(8名)、剣道(8名)
- 【ふれあいスポーツ大会】水泳(8名)、グラウンド・ゴルフ(6名)、オリエンテーリング(3名)、ボウリング(4名)、サッカー(20名)、ソフトバレーボール(9名)、なぎなた(5名)、ウォークラリー(5名)、太極拳(8名)、ダンススポーツ(9名)、パークゴルフ(4名)、合気道(5名)
- 【文化交流大会】囲碁(3名)、将棋(3名)、俳句(2名) 民謡(1名)、健康マーチャン(4名) 講演会(5名)

## 令和元年度 「秋田LIL大学園」の 受講生を募集します。

〜新たな自分を見つけよう〜

概ね60歳以上の方を対象に、これからの高齢期を充実して過ごすための入門講座として、「秋田LIL大学園」を開催します。

高齢者の社会活動参加の促進や心身の健康保持を目的として、生きがい・健康づくりや介護予防、地域福祉に関する講座等を予定しているほか、これらの分野の専門家の講話やニュースポーツの体験などを盛り込んだカリキュラムとしています。

令和元年度の会場と募集人員は、次のとおりです。

- 秋田市(秋田県社会福祉会館50名)、大館市(大館市立中央公民館30名)、大仙市(大曲交流センター30名)
- 開催期間は6月から12月まで。
- 受講料(資料代等)は1回5000円、全7回分で35000円です。

申込み、問い合わせ先  
生きがい・健康づくり担当

Tel 018-824-2888

内容等の詳細は、県社協ホームページから「生きがい・健康づくり」をクリックして御覧ください。

## 皆様の善意

【平成31年2月21日〜  
平成31年4月30日現在】

### ◎ご寄附◎

- 五大設備工業株式会社 様 30,000円
- 株式会社 ジャパンビバレツジ東北 様 370,000円
- 株式会社男鹿水族館 様 80,422円
- 三井住友海上火災保険代理店会 秋田MSA 様 42,900円
- ポーセラーツこまち 様 54,669円
- ◎物品預託◎
- 株式会社秋田銀行 様 「米村でんじろうのふしぎな実験室」招待券 140枚
- ↓秋田県内の児童養護施設及び母子生活支援施設へ
- 秋田の地域文化を咲かせる会 様 「芸術文化フェスティバル The あきた」招待券 50枚
- ↓老人福祉施設及び児童養護施設へ
- 株式会社 ツルハホールディングス 様
- クラシエホールディングス 株式会社 スタンダードタイプ車椅子 10台
- ↓秋田県内老人・障害者福祉施設へ
- ◎災害遺児愛護基金事業へのご寄附◎
- ハリーオーナーズグループ秋田 チャプター 様 13,400円
- 秋田県自動車販売店協会 様 37,040円
- NTTマッチングギフトプログラム 543,340円
- ・株式会社NTT東日本サービス 営業推進部 Web・サポート部門 秋田サポートセンター 様
- ・NTT秋田社会貢献推進会議 様
- ・株式会社NTT東日本・東北 秋田支店 様
- ・株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー 東北事業所 秋田ネットワーク サービスセンター 様
- ・株式会社NTT東日本・南関東 ビジネスデリバリーコーポレート ネット 東北エリアグループ 営業支援・SO支援センター(秋田) 様

**職場紹介**

このコーナーでは、本会会員施設・市町村社協等の広報担当者による職場紹介をリレー形式でお届けします。

**リレー No.24**

「変わらぬ支援を目指して」

社会福祉法人 秋田虹の会  
障害者支援施設 虹のいえ  
施設長補佐 細田 光彦

当施設は、秋田・青森の県境に位置する世界遺産白神山地の麓の藤里町に、昭和63年4月に授産施設虹のいえとして入所定員50名でスタートしました。藤里町は人口約3,300名弱と小さな町ではありますが、自然豊かで特に白神山地を覆うブナ林は優れた保水能力があり、まさに「緑のダム」と呼ばれるに相応しく、水がとても豊富です。また、町民の方々は、人情味があり、誰とでも気兼ねなく話すことができます。

そんな地域性の中で当施設は30年以上運営しており、平成7年に町内第一号のグループホームを開所して以降、現在までに計8ホームが設置され、36名の方が生活を送っております。施設の開所当時は、農産物や木工品加工、緬羊飼育の授産活動が主で、職場実習も盛んでしたが、利用者の方々の高齢化や重度化が年々進み、平成28年4月より生活介護事業に一

本化しました。グループホームで生活している方々も、高齢化に加え重度化も進んできているほか、保護者の方々の高齢化も追い打ちをかけ、「親亡き後」が深刻になってきております。

支援現場は、障害の特性に応じた介護や援助、相談と多くの場面で質の高さが求められております。当施設では、ストレッチャータイプと車いすタイプの特別浴槽を完備した施設環境を整備するとともに、自閉症の方々や行動障害のある方も集中して活動に取り組める生活環境も充実させております。

平成から令和に元号が変わり、平成は自然災害が多い時代と記録されておりますが、福祉の面においても平成の30年間は、措置制度から支援費制度、障害者自立支援法、障害者総合支援法と波乱に満ちた時代だったと思います。どんなに時代や制度が変わろうとも、当施設の理念である「ともに生き、ともに働く」

を大切に、変わるここのない質の高い利用者支援を心がけていきたいと思



がんを含む  
病気やケガの備えに  
**NEW**

アフリック

**No.1** アフリックは  
がん保険・医療保険  
契約件数 No.1  
平成29年度「インシュアランス生命保険統計」

●契約年齢●  
0歳～  
満85歳  
まで

心配な「がん」の備えに

NEW/  
ライフステージの変化に  
ちゃんと応える  
医療保険 **EVER**

生きるための  
がん保険 **1**  
Days

〈募集代理店〉(アフリックは代理店制度を採用しています)

◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

**ナカイ株式会社**

TEL 018-866-1761 FAX 018-866-1762

〒010-0914 秋田市保戸野千代田町6-8 千代田ビル1F

〈引受保険会社〉

「生きる」を創る。 **Aflac**

アフリック  
秋田支社  
〒010-0923 秋田市旭北錦町5-50  
シティビル秋田3階  
Tel.018-863-9723 Fax.018-863-9448

AFツール-2018-5327-1902015 11月12日

平成31年度

福祉施設の事故・紛争円満解決のために

ホームページでも内容を紹介しています  
http://www.fukushihoken.co.jp



社会福祉施設総合損害補償

# しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

## プラン 1 施設業務の補償

(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護師賠償責任保険、個人情報取扱事業者賠償責任保険、動産総合保険、費用・利益保険)

### ① 基本補償(賠償・見舞費用)

保険期間 1年

▶保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	対物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
	<b>新設</b> 徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

▶年額保険料(掛金)	
定員	基本補償(A型)
1~50名	35,000~61,460円
51~100名	68,270~97,000円
以降1名~10名増ごと	1,500円

  

基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円
--------------	---	---

### ② 個人情報漏えい対応補償 ③ 施設の什器・備品損害補償

- オプション1 ● 訪問・相談等サービス補償
- オプション2 ● 医務室の医療事故補償
- オプション3 ● 看護師の賠償責任補償
- オプション4 ● 借入不動産賠償事故補償
- クレーム対応サポート補償 **改定**

## プラン 2 施設利用者の補償

(普通傷害保険)

### ① 入所型施設利用者の傷害事故補償 ② 通所型施設利用者の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種級別 A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	100万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	800円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	500円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
① 入所型施設利用者	1,310円
② 通所型施設利用者	990円

### ③ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

施設送迎車に搭乗中のケガに対し、プラン2-①、②の傷害保険や自動車保険などとは関係なく補償

## プラン 3 施設職員の補償

(労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険)

### ② 施設職員の傷害事故補償

(10口まで加入できます)

保険期間 1年、職種級別 A級

▶保険金額	1口あたりの補償額
死亡保険金	140万円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険金額の4~100%
入院保険金(1日あたり)	1,500円
手術保険金	入院中の手術: 入院保険金日額の10倍 外来の手術: 入院保険金日額の5倍
通院保険金(1日あたり)	600円

▶年額保険料(掛金)	定員1人1口あたり
施設役員・職員 1名1口あたり	3円(1日あたり)

### ① 施設職員の労災上乗せ補償 **改定**

- オプション: 使用者賠償責任補償 **改定**

### ③ 施設職員の感染症罹患事故補償 **改定**

## プラン 4 社会福祉法人役員等の補償

(賠償責任保険)

保険期間 1年

### 社会福祉法人役員等の賠償責任補償

▶保険金額	Aタイプ	Bタイプ	Cタイプ
1事故・期間中	5,000万円	1億円	3億円

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記までお願いします。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

引受幹事(保険会社) 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課  
TEL: 03(3349)5137  
受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F  
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763  
受付時間: 平日の9:30~17:30(12/29~1/3を除きます。)



## 社協のいま

### 大潟村社会福祉協議会

秋田県内各地の社会福祉協議会から、最新の情報をお届けします！

#### 福祉と農業の連携による 地域づくりをめざして！

大潟村は厚生労働省のモデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」の採択を受け、大潟村社協に事業を委託し、平成28年度から村のオリジナリティを表す「農福連携」をキーワードに「大潟村農福連携包括的支援システム構築事業」を実施しています。

まず、社協内に「大潟村なんでも相談支援センター」を開設し、包括化推進員を配置しました。包括化推進員は相談者が抱える複合的で複雑化した問題を把握して、各制度の相談支援機関を総合的にコーディネートしながら、様々な課題を解決していきます。

包括化推進員は月に一度又は必要に応じて、ネットワーク推進会議を開催します。ここでは、行政、社協、

地域包括支援センター、保健センター、民生児童委員、社会福祉施設など多機関・多分野の関係者が集まって、相談者の実情に応じた支援が包括的に提供されるよう、必要な調整をしたり、各機関が抱える課題の共有や地域住民の福祉ニーズの把握、

地域に不足している社会資源の創出について情報交換などを行っています。

また、行政や福祉関係者だけではなく、村民が地域の課題を他人ごとではなく我が事としてとらえ、支え合えるような仕組みの構築を検討し、キーワードである「農福連携」を推進する委員会を立ち上げました。これにより、農福連携推進に関する基本構想が作成され、8カ年構想の中に農福連携ファームがサポート拠点として示されました。これは高齢者や障がい者等が健康でいきいきとした生活を送るため、可能な限り地域の中で暮らせるような拠点づくりをする

とともに、就労支援を促進する環境づくりのために計画されました。大潟村の特徴である農業や豊かな知識・経験を持つ高齢者の能力を活用し、関係機関・団体等との連携を図りながら、地域課題への解決に向けた支援体制を構築しようとするものです。

具体的には、農福連携推進事業計画書を作成し、行政と協議を重ねて、これまで未利用だった村有地約160アールを借り入れ、村の補助金を活用して開墾しました。これに先立ち、社協と農家で「農福連携ファーム実行委員会」を立ち上げ、農協や秋田県立大学のアドバイザーを受けながら、一ヶ月ほどかけて約50アールの畑を作り、5月にカボチャの苗約1,500本を植えました。定植と手入れ、収穫は村内の障がい者福祉施設「大潟つくし苑」の利用者や高齢者が担当し、九月末までに延べ90人が農作業で汗を流しました。収穫させた後、農協に出荷したり、つくし苑でのお菓子づくりの材料としました。



就労体験で中学生がかぼちゃを収穫

今後は村民をはじめ地域に関わるすべての人が協働して地域課題の解決を図り、福祉サービスの受け手と支え手を固定せず、互いに支え合いながら自分らしく暮らしていける地域共生社会の実現を目指し、農福連携ファームが気軽に交流できる居場所として、地域に根付くように頑張ります。

2019年5月号 令和元年5月31日  
発行／秋田県社会福祉協議会  
秋田県秋田市旭北栄町1番5号  
TEL(018) 86412711  
FAX(018) 86412702